

可処分所得は負担増から逃げられない 発表日：2009年9月15日(火) ～低下する家計貯蓄率の背景～

第一生命経済研究所 経済調査部
担当 熊野英生 (Tel: 03-5221-5223)

家計の可処分所得は、社会保険料など公的負担が年々重くなっていく圧力により、増えにくくなっている。たとえ一時的に減税を行っても、いずれ公的負担の増加圧力に飲み込まれてしまうだろう。最近の家計貯蓄率も、公的負担の増加によって低下傾向を鮮明にしている。こうした公的負担の増加を跳ね返すには、労働者の賃金を継続的に引き上げるしかない。そのためには、賃金を支払う側の企業の労働生産性を向上させ、成長を促すことがより重要である。

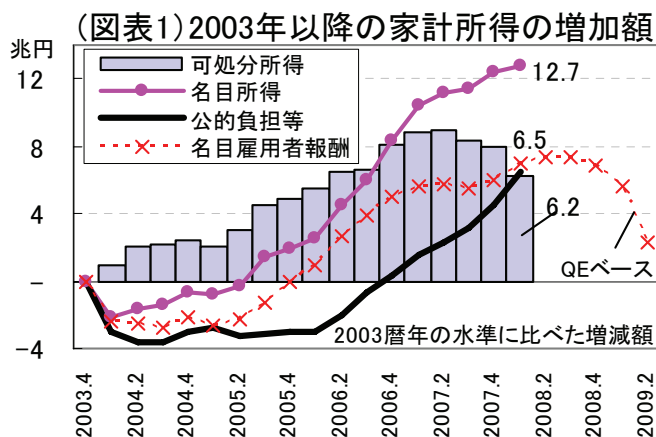
増加する公的負担

国民生活に豊かを取り戻すために、可処分所得を増やさなくてはならないという認識が広がっている。民主党は、「可処分所得を増やし、内需を拡大する」と主張し、子ども手当、高速道路無料化などで支援を行おうとしている。政策目標としては、可処分所得を2割増加させることを目指している。

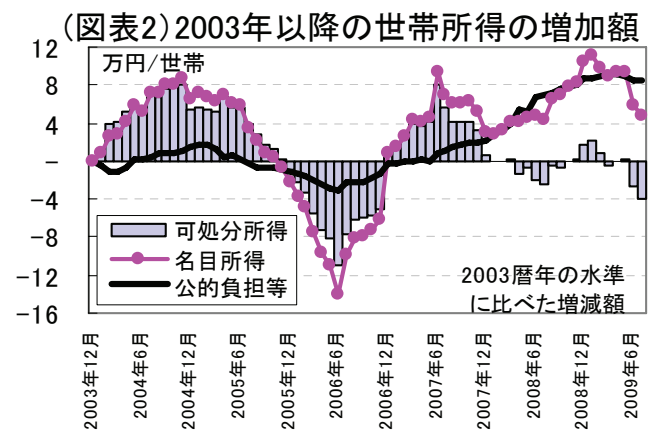
ところで、こうした政治的課題が本当に可能かどうかを評価する前に、可処分所得の動向について確認しておく必要があるだろう。可処分所得とは、名目所得から租税・社会保険料負担を除いた家計が自由に使える正味の所得を指す。内閣府「国民経済計算」で示される日本一国の家計・可処分所得は、直近2008年度292.6兆円と対前年で増加しているものの、年度ベースのボトムとなった2003年度から緩やかにしか伸びていない。

そこで、もっと詳細に4四半期移動平均ベースでの実額の変化幅を調べてみた。ここでは、ボトムになった2003暦年をベンチマークにして、2003年以降2008年1四半期までの可処分所得の増減額について、名目所得と税・社会保険料など公的負担等、そして可処分所得に分解した。すると、名目所得額は増加基調にあるが、その増加分の約半分は公的負担の増加によって減殺されて、可処分所得は緩やかにしか増加していない状況が明らかになった(図表1)。

可処分所得の推移は、1世帯当たりというミクロの家計調査でも追跡することができるので、そのベースでも同じように2003年の所得水準をベンチマークにして、その後の可処分所得の増減状況を調べてみた(図表2)。ミクロ調査でも、所得の増減状況にマクロとの相違が若干あるものの、結論として公的負担の増加によって、足元では可処分所得が増えにくい状況になっていることがわかった。



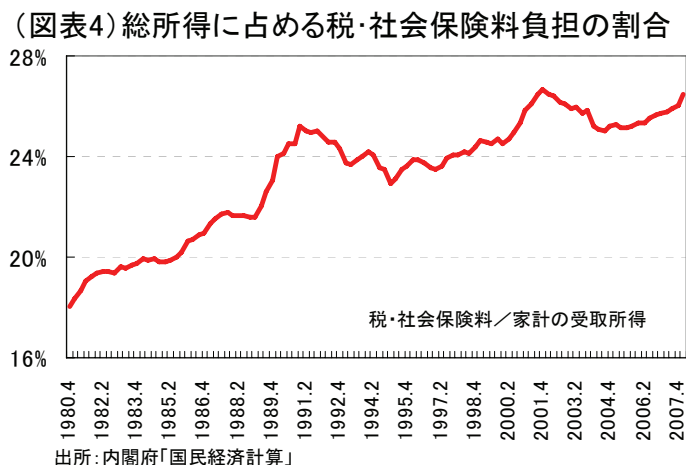
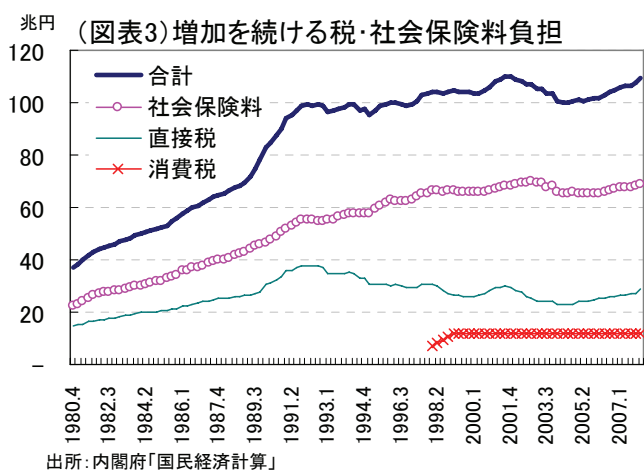
出所：内閣府「国民経済計算」



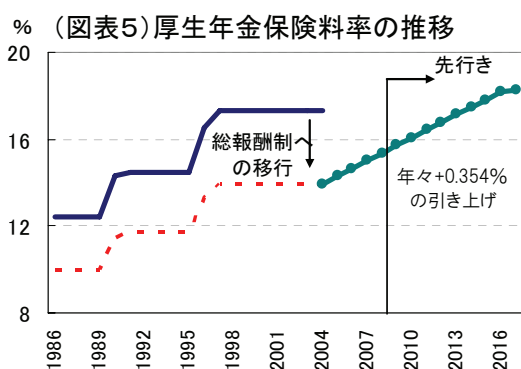
出所：総務省「家計調査」(2人以上、除く農林漁業世帯)

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

以上のように、名目所得の増加に比べて可処分所得が増えにくくなっている理由は、公的負担がその重みを増していることがある。租税・社会保険料負担の部分は、趨勢的に上昇してきているのが実情である（図表3、4）。租税・社会保険料といった公的負担という、所得税が重いような先入観を抱いてしまうが、社会保険料負担の方がずっと重い。2000年からは介護保険制度が導入され、40歳以上の人は介護保険料を負担することになっている。社会保険には、健康保険のような医療保険、雇用保険もある。これらの国民負担は、高齢化が進んでいく将来も、その負担率は増えていくことはあれ、容易に減っていかないとみられる。



社会保険料負担の中で大きいのは、年金保険料である。厚生年金については、これまで何回かの制度改革があつて、保険者と被保険者のアンバランスを均すために、保険料負担は随時引き上げられてきた経緯がある（図表5）。厚生年金の保険料は、2003年から月収だけでなく、賞与を含めて同率の保険料を負担する総報酬制が採用され、2004年からは標準報酬月額に対する保険料が継続的に引き上げられる対応になった。現在の厚生年金保険料率は、2004年の13.58%から毎年+0.354%ずつ引き上げられ、先行きは2017年9月の18.30%まで上昇していく予定である。この保険料負担は、労使が折半するが、企業にとっては人件費が年々+0.177%（半分）ずつ上昇していくのと同じくらいの実感を与える。



企業が90年代以降、非正規化を進めてきた動機のひとつは、正社員の社会保険料負担の重さである。社会保険料を支払う雇用者と、支払わないでよい雇用者がいれば、自ずと支払わないでよい方へのシフトを進める。2017年までの保険料引き上げは、企業に将来のコスト増を予想させるので、潜在的な人件費の負担感先行きの増加まで織り込まれてしまう。

減税や手当で可処分所得を増やせるか

社会保険料率の引き上げは、制度の中にビルトインされたものになっており、それが先々も公的負担の重みを高めていくだろう。家計支援で税負担を低く抑えたり、間接的な援助を行ったとしても、高齢化に伴う公的負担の増加から逃げることは至難の業である。

公的負担率は、分子が公的負担、分母が名目所得と分解して考えることができる。社会保険料の引き上げを止められないとすると、もはや分母側の名目所得を増やすしか、負担率を軽減する道はない。

誤解のないように付言すると、筆者は年金制度改革を反故にしたり、無理に税率を引き下げたりすることが本質

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見通しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

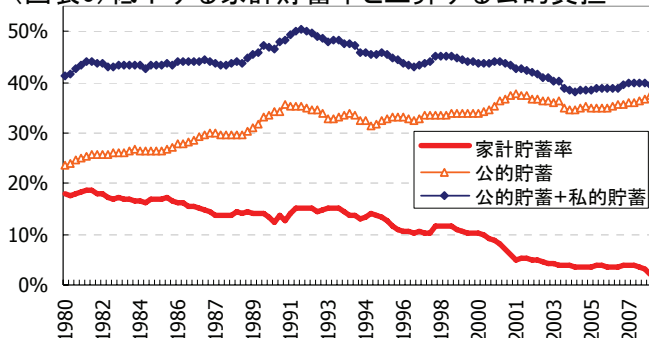
的な解決になるとは考えない。例えば、5%の消費税率を0%にする特例を実施したとしても、それは消費税込の裏側にある歳入不足を赤字国債で賄うだけで本質的な負担軽減にならない。むしろ、消費税率を0%にして社会保険関係費を増やし続けることは、単に将来に税負担を先送りしているに過ぎないことになる。好むと好まざるに拘わらず、政府が成長戦略を採用し、名目所得を引き上げていかなくは、家計にとって社会保険料負担は重くなることから逃げられないのである。

公的負担と家計貯蓄率

公的負担が趨勢的に高まってきたことは、家計行動に大きな変化を与えている。それは、家計貯蓄率の低下という現象である。わが国の家計貯蓄率は、2008年度にはついに2.2%まで低下してしまった。その一方で、公的負担の対可処分所得比は、家計貯蓄率の低下と綺麗な対称性を描くように上昇している（図表6、7）。

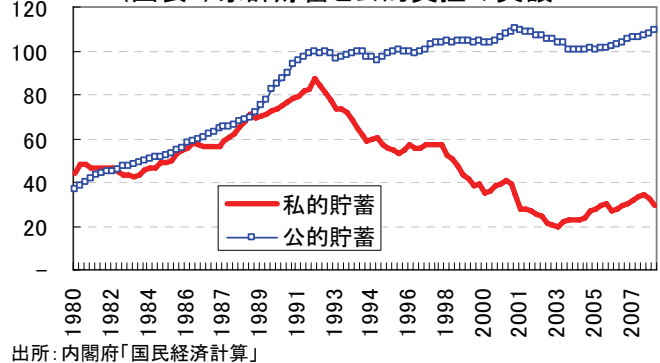
この公的負担と家計貯蓄率の関係を説明するには、公的負担＝公的貯蓄、家計貯蓄＝私的貯蓄、という関係で書き直すとわかりやすい。名目所得は、所得＝消費支出＋公的貯蓄＋私的貯蓄、という関係に分解できる。家計は、貯蓄という異時点間の消費配分について公私一体の国民貯蓄という範囲で考えている可能性がある。公的貯蓄が、積立である場合、公的貯蓄の増加は、私的貯蓄の減少で中立化されて、国民貯蓄の範囲では総額に変動は起こらない。実際のデータでは、この関係が暗黙のうちに成立しているようにみえる。

（図表6）低下する家計貯蓄率と上昇する公的負担



出所：内閣府「国民経済計算」

（図表7）家計貯蓄と公的負担の実額



出所：内閣府「国民経済計算」

最近の家計貯蓄率の低下は、こうした中立性の概念を使って説明できるが、次のような異なる脈絡で説明することも可能である。高齢化に伴って、社会保険料が自動的に上昇していく傾向は、企業が正社員に分配する賃金を抑制させる。労働市場で非正規化が進む理由として、社会保険料の負担増がそれを促していることは無視できない要因である。正社員の賃金抑制や非正規化によって、家計が自ら貯蓄をしていく余力を失うと、やむを得ず家計貯蓄を切り下げて生活をするしかなくなる。見えにくい社会的コスト増が、家計貯蓄率を圧迫するという解釈もできる。

政策減税効果の持続性

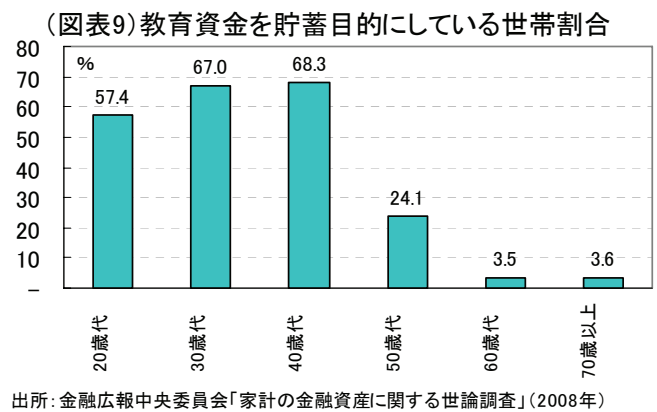
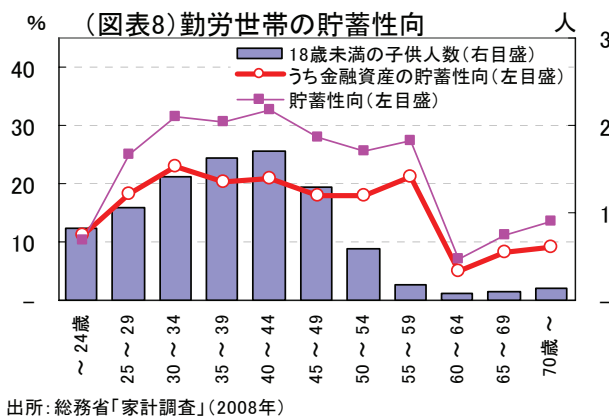
「可処分所得を増やしていこう」という政策目標は、社会保険料が趨勢的に上昇していく負担増によって足を引っ張られる宿命がある。一時的に減税で可処分所得を増やしたところで、その恩恵は公的負担増によって時間が経過すると減殺される。目標達成には、減税ではなく、持続的な所得増加、つまり労働者の生産性向上を通じて賃金自体を安定的に膨らませていくほかはない。

なお、子ども手当のような大規模な減税があれば、一時的にしても可処分所得を増やし、景気刺激効果によって持続的所得増を期待できるという期待感があるかもしれない。これは、子ども手当で公的負担が軽くなって、軽減分が消費に回れば、景気刺激効果は高まることに期待するからだ。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。

一方、家計支援の経済効果については、その作用を懐疑的にみる見方もある。それは、前述したような貯蓄の中立性があり、家計が公的負担減の恩恵を受けたとしても、そこで国民貯蓄を中立化するように、私的貯蓄を増せば、景気刺激効果は高まらないということになる。中立性の図式から言えば、家計を介した減税では、家計貯蓄へ吸収される減殺効果が、マクロ刺激効果を薄めることが予想される。

ただし、筆者の考え方では、今回の子ども手当に限って言えば、貯蓄の中立性に吸収されずに影響力を発揮できる部分もあるとみる。それは、もともと30・40歳代の貯蓄動機である教育資金の積立の動機を持っていて、30・40歳代の消費性向を引き上げているからだ。年代別の消費性向をみると、子供の教育費を貯めようと考えている30・40歳代は、他の年代よりも消費性向が低くなっている(図表8、9)。30・40歳代が子ども手当を受け取ったならば、教育資金の積立ニーズがある程度満たされて、消費性向を高める可能性はある。こちらのシナリオであれば、子ども手当が消費刺激効果を及ぼすことになる(中立化されない部分もある)。



もっとも、そうした説明をした上で、筆者は、子ども手当は消費性向を引き上げるような刺激効果はあるとしても、子ども手当での財源を別途、歳出削減で捻出しようとするのならば、子ども手当の経済効果はもう一方の歳出削減の作用で減殺される可能性があることを指摘しておきたい。

この問題は、財源捻出の不確実性とも重なっている。仮に、子ども手当の財源が不安定であるために、家計はそれが将来のどこかの時点で廃止・削減されてしまうと予想したとしよう。家計は、子ども手当を受け取っても安心して支出に回すことはせず、一時的な減税として貯め込んでしまう可能性もある。例えば、自分の子供が5年後に12歳になったときの教育支出が子ども手当で賄われると信じれば、今から貯蓄をするのを止めるが、将来、5年後に子ども手当が存在しないと予想すれば、家計は子ども手当を5年先の教育資金の備えとして積立の原資にするだろう。家計が、子ども手当の仕組みをどう受け止めるかが政策効果に強く影響するだろう。

従って、繰り返しになるが、筆者は家計の可処分所得を増やすために、財源が不安定な減税・手当に依存するよりは、成長戦略に沿ってどうやって労働者の賃金を上げるかが本筋だと考える。

本資料は情報提供を目的として作成されたものであり、投資勧誘を目的としたものではありません。作成時点で、第一生命経済研究所経済調査部が信ずるに足ると判断した情報に基づき作成していますが、その正確性、完全性に対する責任は負いません。見直しは予告なく変更されることがあります。また、記載された内容は、第一生命ないしはその関連会社の投資方針と常に整合的であるとは限りません。